

**仙台市立病院次期医療情報システム基本設計等策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施説明書**

1 趣旨

仙台市立病院（以下「本院」という。）は、平成 26 年 11 月の病院移転と同時期に導入した電子カルテシステムを始めとする現行の医療情報システム（以下「現行システム」という。）の想定稼働期間である 7 年を経過する平成 33 年度にシステムを再構築するため、平成 30 年から平成 31 年にかけて、次期システムの基本要件等を定める基本設計を策定する予定であり、その業務受託者をプロポーザル方式により選定するものである。

2 委託業務

仙台市立病院次期医療情報システム基本設計等策定業務

3 委託期間

契約締結の翌日から平成 31 年 9 月 30 日までの期間

4 業務概要

別紙「仙台市立病院次期医療情報システム基本設計等策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 受託者の選定方法

受託者の選定は公募型プロポーザル（提案審査型）方式により行う。なお、ここでいうプロポーザル方式とは、当該業務の受託者を選定するにあたり、受託者の適性を的確に把握するため、本院が参加者を公募し、当該参加者に対して提案書の提出を求め、かつ、提案者へのヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務に最も適した受託者を選定する手続きをいう。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙様式による参加表明書及び提出書類を指定された期日までに提出しなければならない。

主な日程

内 容	日 程
プロポーザル実施説明書(本書)の交付	平成 30 年 4 月 3 日(水)
参加表明書の提出期限	平成 30 年 4 月 17 日(火)
質問書の提出期限	平成 30 年 4 月 17 日(火)
質問書への回答	平成 30 年 4 月 24 日(火)
提案書(企画書)の提出要請	平成 30 年 4 月 26 日(木)
提案書(企画書)の提出期限	平成 30 年 5 月 17 日(木)
プレゼンテーション(ヒアリングを含む)	平成 30 年 5 月 22 日(火)
選定結果通知	平成 30 年 5 月 下旬
委託契約締結	平成 30 年 6 月 月上旬

6 参加資格要件

提案書提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 仙台市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有するものであること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更生手続き中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でない、又はそのような団体に属していない者であること。
- (8) 仕様書に定める業務を実施することができること。
- (9) 平成 25 年 4 月 1 日以降に、300 床以上の病床数を有する国公立病院又は公的病院の医療情報システム構築に係る支援業務（以下「同種業務」という。）を完遂した実績を有すること。なお、同種業務は、いわゆる「電子カルテシステム」を対象としていること。

7 委託金額・支払条件

委託金額は、15,500千円（消費税を含む）以内とし、これを超えた場合は契約を行わない。

支払は、年度毎に業務履行確認後に行う

平成 30 年度 7,500,000 円

平成 31 年度 8,000,000 円

8 説明書の交付期限及び入手方法

平成 30 年 4 月 3 日から仙台市立病院ホームページでダウンロードすること。

URL : <http://hospital.city.sendai.jp/keiyaku/keiyaku.html>

9 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

書式	書類名	記載項目
様式第 1 号	参加表明書	住所、名称等
様式第 2 号	貴社の概要	名称、代表者名、設立年月日
様式第 2 号	業務実績	事業実績
—	決算書	直前の事業年度の貸借対象表及び損益計算書

(2) 提出期限

平成 30 年 4 月 3 日(火)から平成 30 年 4 月 17 日(火)

(3) 提出場所

〒982-8502 仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1 番 1 号

仙台市立病院 経営管理部医事課 診療情報係 電話：022-308-7111（内線 2163）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間とする。
 郵送の場合は、提出期間中に必着すること。

10 質問及び回答

質問は質問書の提出により行うこと。口頭による質問は受付ないものとする。

(1) 質問書（様式第 3 号）の提出

① 提出期限

平成 30 年 4 月 17 日(火)まで

② 提出場所

〒982-8502 仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1 番 1 号

仙台市立病院 経営管理部医事課 診療情報係

電話：022-308-7111（内線 2163） F A X：022-308-7213

③ 提出方法

持参、郵送（書留郵便等確実な方法に限る）又は事前連絡のうえ、FAX で提出すること。
 持参、FAX の場合は、土日祝日を除き、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間とする。

郵送の場合は、提出期間中に必着すること。

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、平成 30 年 4 月 24 日(火)までに参加表明書提出者全員に、電子メールで送付する（PDF 形式）。なお、質問の回答書は、本説明書又は仕様書の追加又は修正とみなす。

11 受託者の審査

受託者の選定の審査は、仙台市立病院次期医療情報システム基本設計等策定業務受託者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、参加資格の確認及び参加表明書記載事項に基づき審査を行い、提案者を 5 者程度まで選定することがある。

12 提案書の提出

前項の審査に基づき選定した参加表明書の提出者に提案書の提出要請書を送付する。

提案にあたっては、仕様書に基づき次の書類の提出を要請する。

書式	書類名	提案項目
様式第 4 号	提案書	住所、名称等
様式第 5 号	実施体制	業務実施体制（担当者の実績、役割分担等） 選定後に当院の了承なしに変更することはできないものとする。
	作業スケジュール	仕様書等を踏まえての作業スケジュール
	当業務を実施するにあたってのコンセプト	仕様書等を踏まえての業務全体を通してのコンセプト
	仕様書 4（1）に関して	
	仕様書 4（2）に関して	
	仕様書 4（3）に関して	
	仕様書 4（4）に関して	

(2) 提案書の記載方法

① 提案書類は、原則 A 4 判、縦様式、横書き、左綴じで作成すること。

- ② 提案書に記載する文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
 - ③ 文字を補完するためのハイライト、イメージ図等を用いることは可能である。
 - ④ 提案書類はPRしたいポイントや記載内容の理由、背景などを明確に示し、項目毎に1ページ（最大でも2ページ）に纏めること。
- (3) 提出期限
平成30年4月26日(木)から平成30年5月17日(木)
- (4) 提出場所
〒982-8502 仙台市太白区あすと長町1丁目1番1号
仙台市立病院 経営管理部医事課 診療情報係 電話：022-308-7111（内線2163）
- (5) 提出部数
様式第4号及び見積書 : 各1部
様式第5号①～⑤ : 12部（正本1部、副本11部、副本はコピーで構わない）
- (6) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）で提出すること。
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前8時30分から午後5時までの時間とする。
郵送の場合は、提出期間中に必着すること。
- (7) 非選定理由の説明
- ① 参加者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面により通知する。
 - ② 非選定理由の通知を受けた参加者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての説明を書面により病院事業管理者に求めることができる。
 - ③ 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

1.3 ヒアリング

- (1) ヒアリングの実施
提案者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めため、ヒアリングを実施する。
- (2) 日時
平成30年5月22日(火) 時間は別に連絡する。
- (3) 場所
仙台市立病院
- (4) 留意事項
- ① 1提案者あたり30分程度を予定。
 - ② ヒアリングは参加表明書受付順に実施する。
 - ③ ヒアリングに係る費用は提案者の負担とする。
 - ④ ヒアリングに参加できる人数は4名以内とする。
 - ⑤ ヒアリングには業務を担当する予定のスタッフを参加させること。特に中心となって作業を行う担当者は必ず参加させること。

1.4 受託者の選定

- (1) 選定方法
提出書類及びヒアリングを踏まえて、下記の評価項目に基づき審査委員会において総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定する。
- (2) 評価項目

評価項目	視点	配点
1 業務内容の理解度	本業務の目的、内容を的確に理解していると認められること。	20
2 提案内容の妥当性	本業務の実施にあたっての方針（考え方）、作業項目と内容、検討手順を示したうえで、作業手順が順序立てて記述されており、かつ、有用であると認められること。	40
3 作業体制	十分な能力を備えるとともに、課題に対応できる体制であると認められること。 従事者の人員数、配置、経験が適切であると認められること。	20
4 スケジュール	作業項目が具体的であり、かつ実施時期が合理的であること。 作業項目と期間に整合性があり、委託期間の中で無理なく業務遂行が見込めること。	10
5 見積額	金額	10

(3) 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に書面により通知する。（平成 30 年 5 月下旬を予定）

(4) 選定後の手続き

最も優れた提案を行った者と選定結果通知の日から 5 日以内に契約の手続きを行う。

(5) 次点者の取扱い

最も優れた提案を行った者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約の締結を行う。

(6) 非選定理由の説明

- ① 提案者のうち、選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面により通知する。
- ② 非選定理由の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して 7 日以内に非選定理由についての説明を書面により病院事業管理者に求めることができる。
- ③ 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

1 5 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第 20 号）第 20 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 8 号又は第 9 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

1 6 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、受託者は交付された契約書に記名押印し、選定結果の通知の日から 5 日以内（受託者が遠隔地にあるなど、特別の事情があるときは、病院事業管理者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ確定しないものとする。

1 7 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書提出期間中に提案書の提案が無かった者。
- (2) ヒアリングの指定時間に遅れた者。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした者。

18 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公告の日から受託者の選定が終了するまでの間、審査委員会委員及び当院担当関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出期間中に参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出要請書の送付を受けなかった場合には、提案書の提出はできない。
- (4) 参加表明書及び提案書の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は、提案者の選定及び受託者の選定の用以外に参加者に無断で使用することはない。
- (7) 参加表明書及び提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (8) 参加表明書又は、提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 選定された受託者の提案書及びヒアリングの内容は、特記仕様書として契約時に採用される。
- (10) 提出された書類は、仙台市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (11) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。